

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年 3 月31日
【会社名】	株式会社すかいらーくホールディングス
【英訳名】	SKYLARK HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金谷 実
【本店の所在の場所】	東京都武蔵野市西久保一丁目25番 8 号
【電話番号】	0 4 2 2 (5 1) 8 1 1 1
【事務連絡者氏名】	財務本部経理財務グループディレクター 植松 泉
【最寄りの連絡場所】	東京都武蔵野市西久保一丁目25番 8 号
【電話番号】	0 4 2 2 (5 1) 8 1 1 1
【事務連絡者氏名】	財務本部経理財務グループディレクター 植松 泉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2023年3月30日開催の当社第12期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2023年3月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役への権限委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。また、株主総会の招集権者及び議長について、取締役社長から代表取締役とするものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、谷真、金谷実、西條温、田原文夫及び佐野綾子を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、鈴木誠、青柳立野及び奥原玲子を選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額6億円以内とするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額1億円以内とするものであります。

第6号議案 資本準備金の額の減少の件

（1）減少する資本準備金の額

資本準備金25,059,129,154円のうち、25,059,129,154円

（2）資本準備金の額の減少の内容

減少する資本準備金の額25,059,129,154円をその他資本剰余金に振り替えます。

（3）資本準備金の額の減少の効力を生ずる日

2023年5月8日（予定）

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 定款一部変更の件	1,281,739	11,627	0	（注1）	可決 99.10
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 谷 真 金谷 実 西條 温 田原 文夫 佐野 綾子	1,257,535 1,271,321 1,258,845 1,258,534 1,270,455	35,833 22,049 34,525 34,836 22,915	0 0 0 0 0	（注2）	可決 97.23 可決 98.30 可決 97.33 可決 97.31 可決 98.23
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 鈴木 誠 青柳 立野 奥原 玲子	1,253,607 1,269,874 1,275,414	39,734 23,469 17,929	0 0 0	（注2）	可決 96.93 可決 98.19 可決 98.61
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件	1,267,001	26,219	122	（注3）	可決 97.96
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	1,267,731	25,515	122	（注3）	可決 98.02
第6号議案 資本準備金の額の減少の件	1,275,096	18,222	18	（注3）	可決 98.59

（注1）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

（注2）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

（注3）出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上